

日本スポーツ振興センター 災害共済給付制度について

学校管理下でおこった怪我などにより医療機関を受診した場合、その医療費が日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度から給付されます。

医療保険診療を受け、初診から治癒までの医療費総額が5,000円以上のものが対象となります。なお、5,000円未満のものについては、島本町立学校・園災害共済給付金補償金給付制度に請求します。

★学校管理下とは・・・

授業中・休憩時間・部活動中・通常の経路および方法
による登下校時・学校行事や校外学習・宿泊行事など

◆給付の期限◆

- ①同一の災害の負傷または疾病についての医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。
- ②災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないときは、時効によって消滅します。

手続きの関係上、申請から給付までは3～4ヵ月ほどかかります。ご了承ください。給付金が決定しましたら、ご指定いただいた口座に振り込まれます。

給付手続きは学校で行います。対象になる怪我などをしたときには担任、もしくは保健室まで連絡よろしくお願ひいたします。必要書類をお渡しします。